

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和5年第4回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和5年12月11日（月） 開会：午前10時00分 閉会：午後0時10分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第81号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第82号 筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第86号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算

議案第96号 筑西市手数料条例の一部改正について

4 出席委員

| | | | | | |
|-----|--------|------|--------|----|--------|
| 委員長 | 藤澤 和成君 | 副委員長 | 鈴木 一樹君 | | |
| 委員 | 水柿 美幸君 | 委員 | 保坂 直樹君 | 委員 | 稲川 新二君 |
| 委員 | 小島 信一君 | 委員 | 榎戸甲子夫君 | 委員 | 赤城 正徳君 |

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおりで、条例議案3案及び補正予算議案1案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申し合わせ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、市長公室です。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市長公室所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第86号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

広報広聴課から説明を願います。

篠崎広報広聴課長。

○広報広聴課長（篠崎英俊君） 広報広聴課、篠崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） 説明の際は、マスクを外していただき、お願いします。

○広報広聴課長（篠崎英俊君） それでは、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」、広報広聴課所管の補正予算について説明申し上げます。

9ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）、5行目、広報筑西印刷でございます。期間は令和6年度、限度額2,139万9,000円でございます。これは、来年度に発行する広報筑西「ピープル」1日号と15日号を合わせた24回分及び市制20周年の特別号の印刷業務でございます。

次に、6行目でございます。広報紙等配送委託、期間は令和6年度、限度額665万3,000円でございます。これは、広報紙などを各自治会長宅へ配送する業務を委託するものでございます。

以上2件につきまして、令和6年度当初より実施する必要がある業務であることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で市長公室の審査を終わります。

それでは、執行部の入替えをお願いします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、総務部所管の審査に入ります。

議案第81号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」の審査を願います。

人事課から説明を願います。

國府田人事課長。

○人事課長（國府田貴裕君） 議案第81号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和5年人事院勧告に基づく一般職及び特別職に係る給与関連法の一部が改正されたことに伴い、本市におきましても一般職及び特別職の給与等を改定するため、5つの条例改正をお願いするものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。初めに、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条は、一般職に係る本年12月の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の5、定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ100分の2.5引き上げるための改正です。

次に、2ページを御覧ください。こちらは、別表第2、行政職給料表の改正でございます。全ての号給について、1,000円から1万2,000円の範囲で引き上げるものです。これに伴い、初任給につきましては、高卒、短大卒は1万2,000円、大卒は1万1,000円の引上げとなります。

次に、ページが飛びまして、5ページを御覧いただきたいと思えます。第2条は、来年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を同様に引き上げるための改正でございます。

続きまして、中段の筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第3条は、市長及び副市長に係る本年12月の期末手当の支給率を100分の10引き上げるものでございます。

次の第4条は、来年度以降の期末手当の支給率を同様に引き上げるための改正です。

なお、議員につきましても、市長及び副市長に準じますので、同様の引上げとなります。

続きまして、筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。第5条は、教育長に係る本年12月の期末手当の支給率を市長及び副市長と同じく100分の10引き上げるものです。

第6条は、来年度以降の期末手当の支給率を同様に引き上げるための改正です。

続きまして、6ページを御覧ください。筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第7条は、特定任期付職員及び一般任期付職員の給料表の一部を改正し、2,200円から1万2,000円の範囲で引き上げるものです。また、特定任期付職員に係る期末手当の支給率を100分の10引き上げるものです。

次に、7ページを御覧ください。中段の第8条は、特定任期付職員に係る来年度以降の期末手当の支給率を同様に引き上げるための改正です。

続きまして、筑西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第9条は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための改正です。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらの中段からの別表は、行政職給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を1,800円から1万2,000円の範囲で引き上げるものでございます。

最後に、11ページを御覧いただきたいと思います。附則でございます。第1項は、本条例の施行期日について規定しております。

12ページに行きまして、第2項は、改正後の給与条例等の適用日を規定しております。

第3項は、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとする旨を規定しております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

議案第81号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第81号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第82号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を審査願います。

引き続き、國府田人事課長説明願います。

○人事課長（國府田貴裕君） 続けて説明いたします。議案第82号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、月額で支給している特殊勤務手当について、勤務実績に応じた日額支給とするため、条例改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきまして、条文に手当の種類は入っておりませんが、この表の上から行きますと、市税業務手当の賦課業務につきましては月額2,000円から日額100円に、徴収業務につきましては月額3,000円から日額150円に、社会福祉業務手当につきましては月額3,000円から日額150円に、福祉施設業務手当につきましては月額2,500円から日額150円に、2ページに行きまして、保健指導業務手当につきましては月額2,000円から日額100円に、以上5つの種類について改正するものでございます。

なお、今回の改正は、茨城県から日額支給とするよう指導されたことを踏まえたものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

議案第82号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決をいたします。

議案第82号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

総務課から説明を願います。

廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） 総務課、廣瀬でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） すみません。説明の際は、マスクを外してください。

○総務課長（廣瀬栄子君） 失礼しました。議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務部総務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

7ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。総務課所管の債務負担行為は7件ございまして、4行目からとなります。上から順にご説明させていただきます。

まずは、文書管理システム導入委託、期間は令和6年度から令和11年度まで、限度額は1億9,519万1,000円でございます。これは、適正な文書管理や意思決定の迅速化、ペーパーレス化への取組、テレワークへの対応など、効率的な事務処理を行うために、電子決裁機能を備えた文書管理システム導入に要する経費でございます。この経費には、システム構築費のほか各年度の使用料や保守料も含んでおり、これらを一括して限度額を設定し、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、文書管理システム導入支援委託、期間は令和6年度、限度額は350万円でございます。これは、先ほどの文書管理システムの導入に当たり、専門的な知見や技術を備えたコンサルタントに業務支援を委託するものでございます。

続きまして、茨城新聞講読料、期間は令和6年度、限度額は59万3,000円でございます。これは、県内自治体等の情報を、迅速かつ的確に把握し、行政サービスの向上を図るために講読するものでございます。

続きまして、顧問弁護士委託、期間は令和6年度、限度額は66万円でございます。これは、行政執行に関わる法律的問題について、弁護士から専門的な助言及び指導を受けることにより、法律的紛争の未然防止や法律的問題の円滑な処理を図るために委託するものでございます。

続きまして、官庁速報使用料、期間は令和6年度、限度額は81万9,000円でございます。これは、国及び地方自治体に関する情報を的確に把握し、行政サービスの向上を図るために、時事通信社が提供するウェブサイトを開覧するものでございます。

続きまして、47行政ジャーナル使用料、期間は令和6年度、限度額は42万9,000円でございます。これは、国の動向や全国の地方新聞社44社が発信する各地域における行財政情報等を把握し、行政サービスの向上を図るために、新聞社と共同通信社が提供するウェブサイトを開覧するものでございます。

続きまして、市民総合賠償補償等保険料、期間は令和6年度、限度額は214万2,000円でございます。これは、2種類の保険に加入するもので、1つが市の所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払うための保険料でございます。この保険には、個人情報情報の漏えいやサイバー攻撃等に起因する事故についても含まれております。

もう一つが、市が取り扱う公金について、国内において輸送中や保管中等に生じた事故による損害があった場合に、保険金額の限度額内において実際に発生した損害額の補償を受けるための保険料でござい

す。

以上7件につきましては、令和6年度当初より実施する必要がある業務であることから、本年度中に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） まず、文書管理システム導入委託がありますよね。これも5年間のリースでやります。この業者を選定する方法は、どのようにやっているのか。その後少し追加で聞きたいのですが、そこから聞きます。

○委員長（藤澤和成君） 廣瀬課長、答弁願います。

○総務課長（廣瀬栄子君） 文書管理システムの業者の選定方法でございますが、企画競争である公募型プロポーザルを実施する予定でございます。プロポーザルでは、システムの操作性や機能の豊富さ、他のシステムとの連携の可否など、提案内容と提案経費を総合的に判断し、適切な業者を選定してまいりたいと考えております。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） プロポーザルでやります、それは分かりました。

その次の文書管理システム導入支援委託なのですが、上のリース契約の中に保守契約が含まれていますということですが、この文書管理システム導入支援委託も、普通は含まれるのではないかなと思うのですが、それはほかの業界を見て、どうですか。私らも、うちの事務所にパソコンを導入しますよね。そして、いろんなシステムを入れるのですが、リース契約です。その支援は、リース料に含まれています、大体。大体保守契約とその支援というのは一体になっているのですが、ここは別々に上げているのです。そこのところを確認したいのです。どうでしょう。

○委員長（藤澤和成君） 廣瀬課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） 文書管理システムを導入するに当たりまして、コンサルタントに業務支援を委託するものでございます。内容としましては、事務改善を反映しましたプロポーザルの仕様書作成支援、導入工程、進捗管理支援、技術的支援等ございまして、専門的な知見が必要な支援業務でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 当然そうなのです。専門的な支援なのです。誰でもできるのだったら、やるわけがないから。でも、そうではなくて、プロポーザルをやるならば、これも含めてこのくらいの金額でできないかみたいな提案も受けたらいいのではないかと思うのです。初めから、支援は業務委託で別ですよというのは、ちょっと疑問に思うのだけれども、そこなのです、私が言いたいのは。プロポーザルをやるなら、ここも含めてできるような、別契約ではなくてできるようなものがないのでしょうかね。どうなのでしょう。

○委員長（藤澤和成君） 廣瀬課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） お答えします。

業務委託の遂行に当たっては、最新の動向を十分に把握して、専門的な知見、経験が必要とされます。市と文書管理システム導入の業者との間で、中立性及び公平性を確保しながら支援を受けるものでござい

ます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 総務部長、何かありますか。

○総務部長（渡辺貴子君） 今議員がおっしゃるように、プロポーザルの中で、その保守の部分はもちろんこちらの導入委託のほうに入るわけですけれども、保守以外の部分でサポートといいますか、そういった部分、専門的な知見、そちらのほう、システムの導入の会社のまた別の視点から、また支援のほうを入れられるようなというか、そういった観点からも、こちらの委託というのは別契約ということで債務負担行為のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） これは、リース契約……

○委員長（藤澤和成君） マイク入れてください。

○委員（小島信一君） （続）リース契約をする業者と支援業務委託をする会社は同じだと思うのです。別々ではないと思うのです。必然的にこれは決まるのではないのかなと思うのですが、ですよね。ここはもう少し検討してください。これからプロポーザルをやるのだったら、よろしくお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 今の件で答弁を聞いていて、私もちょっと分からなくなってしまったのですが、導入の委託5年間と、その支援委託、何が違うのでしょうか。ちょっと分からなくなってしまったので、もう一回整理させていただければと思うのですけれども。

○委員長（藤澤和成君） 廣瀬課長、もう一回説明してください。

○総務課長（廣瀬栄子君） お答えいたします。

文書管理システム導入委託と支援業務の違いなのですが、文書管理システムにつきましては、システムの構築のほか、その後5年間のシステム使用料や保守料の経費でございます。文書管理システム導入支援委託につきましては、先ほど申しましたけれども、文書管理システムを導入するに当たり、専門的な知見が必要なことから、支援業務をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 5年間のほうにも保守が入っているということと、1年間、令和6年度の支援委託のほうにも保守も入っている。そっちは入っていないのですか。文書管理システム導入支援委託のほうは、保守のほうは入っていないということなのですね。

○委員長（藤澤和成君） 廣瀬課長。

○総務課長（廣瀬栄子君） 保守は入っておりません。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） なるほど。分かりました。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 文書管理システムを委託して、それとセットでコンサルタントの力をお借りしようということでしょう。それをプロポーザルで決めようということなのですね。よく分かった。こん

なものなのだ。中身をそんなにつつかなくてもいいのだ。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、人事課から説明をお願いします。

國府田人事課長。

○人事課長（國府田貴裕君） それでは、私からは議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、人事課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページを御覧いただきたいと思います。最初に、債務負担行為補正でございます。8ページの上段から2つが人事課所管になります。

まず、人事給与システム使用料につきましては、令和6年度の単年度で、限度額327万4,000円、次の人事評価システム使用料につきましては、同じく単年度で、限度額385万円の債務負担行為を設定するものでございます。

ページが飛びますが、26ページを御覧いただきたいと思います。人事課所管の補正予算につきましては、こちらの26ページの上段にあります、議会費職員給与関係経費をはじめとする職員給与について補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、給与費明細書により説明いたしますので、恐れ入りますが、35ページを御覧いただきたいと思います。35ページ、こちらは特別職の給与費明細書になります。下段の比較欄の右端、合計欄を御覧いただきたいと思います。下段の比較欄の右端、合計欄です。長等で16万7,000円の増額補正、議員で227万8,000円の減額補正をお願いするものです。要因といたしましては、令和5年人事院勧告に伴う給与改定に伴うもののほか、長等においては、市長及び副市長の給料の1か月減額によるもの、また議員においては、議員改選に伴う期末手当の減額によるものでございます。これは、新たに議員になられた方につきましては、6月の賞与が100%のところ30%の支給ということになりますので、その分の期末手当の減額がここに反映されております。

次に、36ページ、次のページです。36ページを御覧ください。こちらは一般職の給与費明細書になります。令和5年度当初予算における職員給与関係経費につきましては、前年度令和5年1月1日時点の現員、現給を基に編成しておりますので、今回の補正によりまして、退職、採用、また人事異動等による影響額を調整させていただくものでございます。また、今回の補正には、令和5年人事院勧告に伴う給与改定の影響額も見込んでおります。

こちらの36ページの表の一番上の表を御覧ください。左上に（1）総括とありますが、そこから補正後、補正前、比較とありますけれども、一般職につきましては、こちらの表の右端に合計欄がございます。右端の合計欄の3行目のとおり、840万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、38ページをお願いしたいと思います。（2）給料及び職員手当の増減額の明細でございます。先ほど申し上げた影響額の内訳になりますけれども、まず38ページのア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正規職員でございますが、給料につきましては98万1,000円の増額、職員手当につきましては510万5,000円の増額となります。主な要因といたしましては、職員の退職、異動等のほか人事院勧告に伴う給料表及び賞与の支給率の引上げによるものでございます。

最後に、39ページを御覧いただきたいと思います。イ会計年度任用職員ですけれども、報酬につきましては115万4,000円の増額、職員手当につきましては1万6,000円の増額でございます。

一般会計に係る人事課所管の補正予算、職員給与関係経費の説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

それでは、以上で総務部の審査を終了します。

それでは、執行部の入替えをお願いします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

企画課から説明を願います。

野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君） 企画課、野口と申します。着座にて説明させていただきます。

議案第86号のうち、企画課所管の補正予算につきましてご説明いたします。26ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下段の表です。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務）1,011万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、筑西広域市町村圏事務組合の分賦金の増額でございます。

増額理由といたしましては、令和5年4月より筑西広域市町村圏事務組合へ、構成市である筑西市、結城市、桜川市からそれぞれ職員1名が派遣されておりまして、その人件費相当分の分賦金の増額を要請されたものでございます。

なお、分賦金額につきましては、定められた分賦金割合に基づいております。また、分賦金の総額としましては、当初予算1億5,616万9,000円が、今回の補正額1,011万4,000円によりまして、補正後の予算は1億6,628万3,000円となるものでございます。

企画課所管の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 確認なのですが、増額の理由は、筑西広域市町村圏事務組合の職員が3人増えるということで、これだけの増額になったのですか。

○委員長（藤澤和成君） 野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君） 各市から1名ずつ派遣職員が行きまして、3名の増額となっております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

次に、地方創生課から説明を願います。

山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） 地方創生課の山崎と申します。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

議案第86号のうち地方創生課所管の補正予算につきましてご説明いたします。9ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）の1行目、2行目でございます。まず、1行目は、地域おこし協力隊謝礼金、期間は令和6年度、限度額1,398万円でございます。

次に、2行目でございます。地域おこし協力隊活動費補助金、期間は令和6年度、限度額1,000万円でございます。

いずれも令和6年度に地域おこし協力隊5名を委嘱するための経費でございます。新年度当初より委嘱し活動を開始するため、令和5年度中に事務処理を行う必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

24ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金、節5地方創生費補助金、説明欄1、わくわく茨城生活実現事業費補助金630万円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目12シティプロモーション推進費、説明欄、移住定住促進事業に840万円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入でご説明いたしました、県のわくわく茨城生活実現事業費補助金を活用しまして、本市への東京圏からの移住者に対しまして移住支援事業補助金を交付するもので、当初予算を上回る申請件数が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 東京都民を移住すべく、いろいろと計画立てているのでしょうかけれども、実績は。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

昨年度、令和4年度に初めて1件の支援金の実績がございました。今年度は、10件ほどの申請の予定がございました。

（「10件が移住予定ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 三浦議員の議案質疑の中で、その10件の中とか、相談体制が整っていると思うのですが、その相談の中で、市内の魅力があるとか、環境のお問い合わせがあるとお伺いしたのですが、相談の内容としてどのような要望が一番多いのかお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

これまで相談を受けた方のご意見等でございますけれども、働き方や暮らし方を変えたいですとか、伸び伸びと子育てをしてみたいですとか、あとは都心からあまり遠くなくて自然の多い場所で暮らしたい、あとは手頃な値段で家が欲しいのだけれどもというような相談がございました。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 本当に筑西市にぴったりのご相談なので、件数が上がっているのかなと思いますので、よろしくお願いします。

それと、これは提案になってしまうかもしれませんが、ひまわりフェスティバルでも、県外からたくさん、東京圏、関東近辺からたくさんいらっしゃいますので、そういうところにもパンフレットを置いていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、企業誘致推進課から説明を願います。

市村企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（市村理弘君） 企業誘致推進課、市村と申します。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、企業誘致推進課所管の補正予算についてご説明申し上げます。27ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目9企業立地促進費、節7報償費、説明欄、企業立地促進事業に381万8,000円の増額をお願いするものでございます。

本市では、筑西市企業立地促進条例に基づき、産業振興と雇用機会の増大を目的といたしまして、事業所等を新設または増設する事業者に対し、等価固定資産に関わる固定資産税相当額を企業立地促進奨励金として交付しております。このたびの補正につきましては、交付最終年度となります日本パワーファスニング株式会社に対する奨励金が179万6,800円、同じく最終年度となります株式会社セイワ食品に対する奨励金が482万4,900円、2年目となります兵庫木材株式会社に対する奨励金が658万1,700円、同じく2年度目となります三井不動産ワールドファーム株式会社に対する奨励金が471万1,900円、また今年度新たに対象となりました株式会社安達製作所に対する奨励金が283万8,700円、合計で2,075万4,000円の奨励金交付が見込まれますことから、当初予算の計上額1,693万6,000円との差額381万8,000円を増額するものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、情報システム課から説明を願います。

武井情報システム課長、説明願います。

○情報システム課長（武井義徳君） 情報システム課の武井と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） すみません。説明の際は、マスクを外していただいて。

○情報システム課長（武井義徳君） 失礼しました。議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、情報システム課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）、1行目、住民情報システムソフトウェ

ア利用料でございます。期間は令和6年度、限度額は5,087万5,000円でございます。これは、主に市民課等の窓口業務において、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金などの住民情報に関するシステムのほか、個人住民税、固定資産税などの税に関するシステム、児童手当や国民健康保険などの福祉に関するシステムなど、これらを利用してありますが、これらのシステムにつきましては、株式会社TKCが提供するパッケージソフトウェアを庁舎内のサーバー室にあるサーバー機器に導入して利用しており、このソフトウェアを利用するための経費となっております。

次に、2行目でございます。住民情報システムクラウドサービス利用料、期間は令和6年度、限度額は1,582万5,000円でございます。これは、システムの開発業者であります株式会社TKCのデータセンターに専用線で接続し、庁舎内に設置するサーバーと連携してシステムを活用するためのシステムの利用料となっております。

この主なサービスの内容でございますが、現在個人住民税の給与支払い報告書や年金の支払い報告書、固定資産税の償却資産申告書など、地方税についての申告申請、届出及び納税の手続の一部を電子データで取り扱うことができるようになっており、これらの電子データを庁舎内の税関連のシステムに取り込むためのデータ連携サービスのほか、災害時のデータ消失などに備えたバックアップサービスなどがございます。

以上、2点につきましては、令和6年度当初より利用する必要があることから、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔企画部退室。財務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

初めに、財政課から説明を願います。

岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 財政課の岩岡です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

予算書7ページを御覧いただきたいと思います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。

恐れ入りますが、財政課所管の債務負担行為補正につきましては9ページになりますので、お開き願いたいと思います。9ページの上から3行目を御覧願います。事項名、企業版ふるさと納税寄附募集委託、期間、令和6年度、限度額308万円でございます。これは、企業版ふるさと納税推進に係る企業への営業活動の一部を委託することにより、業務の効率化を図るものでございます。

次に、3行飛ばしまして、上から7行目になります。事項名、ふるさと納税寄附販促広告料、期間、令和6年度、限度額700万円でございます。これは、寄附受付のポータルサイトに有料広告を掲載し、さらなる寄附額のアップを図るものでございます。

次に、その下になります。事項名、ふるさと納税決済手数料、期間、令和6年度、限度額776万円でございます。これは、決済代行業者に対し、決済の手数料を支払うものでございます。

続きまして、その下になります。事項名、ふるさと納税企画運営委託、期間、令和6年度、限度額5,005万円でございます。これは、ポータルサイトの管理運営をはじめ返礼品事業者への発注、精算業務等を委託するとともに、返礼品の新規開拓、PRの方法等企画運營業務について助言をいただくものでございます。

次に、その下の事項名、ふるさと納税返礼品費、期間、令和6年度、限度額2億9,436万3,000円でございます。これは、ふるさと納税に係る返礼品費及び運搬料を合わせたものでございます。

最後に、その下になります。事項名、ふるさと納税ポータルサイト利用料、期間、令和6年度、限度額8,697万5,000円でございます。これは、現在本市が利用しております、9つのポータルサイトの利用料でございます。

ただいまご説明いたしました、企業版ふるさと納税及びふるさと納税の推進につきましては、年間を通して寄附を募集するという事業の性格上、特に年度末から年度初めにかけて、空白期間をつくることなく、確実に事業を行うために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

それでは、続きまして24ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。初めに、最下段になります。款19繰入金、項2、目1、節1基金繰入金、説明欄31、地域医療推進事業基金4,860万円の増額につきましては、茨城県西部メディカルセンター敷地内に建設予定の健診センター整備費の増額に伴い、本市から茨城県西部メディカルセンターに対する予防医療推進整備支援事業補助金を増額するため、その財源であります当該基金繰入金を増額するものでございます。

なお、歳出の予防医療推進整備支援事業につきましては、福祉文教委員会におきまして、保健福祉部地域医療推進課より説明することとなっておりますので、ご了承願います。

続きまして、25ページを御覧願います。款20項繰越金、項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために1億5,936万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄23、農地集積協力金交付事業補助金返還金につきましては、歳出でご説明いたします県支出金返還金の財源として、農業者からの返還金2万8,000円を見込んでいただいております。

ページをおめくりいただきまして、26ページ、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。下段の27ページを御覧願います。款2総務費、項1総務管理費、目79諸費、説明欄、償還金に1億216万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、過年度分の国庫支出金及び県支出金について、精算の結果、超過交付された額を返還するためのものでございます。返還金の内訳といたしましては、国庫支出金の返還が、障害福祉サービ給付費負担金、障害児施設措置費負担金、特別障害者手当等負担金など8件でございまして、総額1億213万2,000円でございます。

その下の県支出金返還につきましては、農地集積集約化対策推進交付金1件でありまして、2万9,000円でございます。なお、その財源といたしまして、歳入でご説明いたしましたように、農業者1名からの返

還金を見込んでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） ふるさと納税について、冒頭説明がございました。いわゆる広告料とか募集委託を約1,000万円かけているのですね。そのほかに、ふるさと納税企画運営委託というものが約5,000万円なのです。ここで質問したいのは、ふるさと納税担当の方々の努力というか、そういうことはもうすっかり委託しているわけですか、コンサルタントに。5,000万円も費用をかけるということは。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長、答弁願います。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

まず、今回ふるさと納税企画運営委託5,000万円につきましてちょっと説明させていただきますと、まず令和6年度の寄附額を7億円として見込んでおります。その7億円の委託料、これはあくまでも寄附が成立した場合に委託料として支払うことになっておりまして、その寄附額の6.5%を委託業者に支払うことになっております。ですから、7億円から逆算して、その6.5%、掛ける消費税ということで、約5,000万円ということで計上しております。

それから、業務につきましては、確かに多くのところをこの業者のほうに委託しておりまして、企画運営からポータルサイトの管理から委託しておりまして、非常に我々も助かっております。ただ、現在財政課のほうの担当も2人体制でやっておりますので、なかなか全部は手が回らないということがありますので、当然その企画運営とか新規返礼品、それから事業者への説明などは、我々もできる限りで行っておりますので、その一部を委託としてお願いしていると、助言をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） ちょっと長くなりそうだから、一般質問でやる。

ふるさと納税ができた当時、それからずっと10回連続ぐらい、ふるさと納税に関して、全国的に回ってきて、いろんな視察を受けたり、学んできたのですが、ちょっと最近は、ほかはどうか知りませんが、あまりにも委託、他に頼っているような、担当者の汗をかいて努力する創意工夫といったものがないような気がするのです。これはゆっくり一般質問でやりますから。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 私も今の部分なのです。榎戸委員が聞いたところなのですが、内容は違います。

業務委託、これの業者選定はどうするのでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

こちらのふるさと納税の委託業者の選定につきましては、令和3年度にプロポーザルにより業者を決定しております。それ以降、全国的に見ても、その実績から見ても、やはりこれだけの実績が上げられる業者は現在の業者しかいないということで、令和4年度、令和5年度につきましては随意契約で行っている状況でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） それはいいです。分かりました。

まず、茨城県西部メディカルセンターへの寄附の話から聞きますけれども、健診センターを建設するに当たって、建設費の足しにするために、地域医療推進事業基金から4,800万円出しますよね。これはいいです。でも、先ほどもう一つ、起債して出す部分がありましたよね。これはうちの常任委員会ではないのですけれども、あるのですよね。

私は、それを非常に疑問に思っていたのです。ここにお金があるのではないかなと思って。地域医療推進事業基金がまだありますよね、ほかにも。まだ残金があるのですから、これをいっぱい出せばいいのではないですか。わざわざ起債して借金つくこともなく、ここからお金を出せばいいのであって、それを財政課のほうで、どうしてそれを言わなかったのか、そこも聞かせてください。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

健診センターの整備に係る起債につきましては、病院事業債特別会計のほうで起債をするのですけれども、その後、起債の相当分につきましては、茨城県西部医療機構のほうから負担金でいただくことになっていきますので、市として起債はしますけれども、その分は負担金でいただけるということになっています。

病院の整備、今回の健診センターの整備につきましては、当然基金の繰入金だけでは賅えない面もありますので、やはりこの基金を充当する……充当する費目については内部でルールを決めております。例えば工事費の一部とか、来年度になりますと備品、什器の購入とか、それから実施計画費、こちらにこの基金のほうは充当させていただくということになりまして、やはり工事費については公営企業債という企業債を活用してやるという方針。工事費も莫大になりますので、やはりそちらは起債を活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ふるさと納税についてですが、第2回か臨時議会で、境町あたりでつくっている一般社団法人全国地域ビジネス協会とかで、講演会か講習を受けるというお話があったと思うのですが、それが反映されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 答弁いたします。

今のご質疑については、産業戦略課のほうで一般社団法人全国地域ビジネス協会からの助言といいますか、委託料を計上しまして、助言というか指導のほうを受けております。ですので、今回のこの債務負担行為につきましては、そちらが反映されているということではございません。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、管財課から説明を願います。

坂谷管財課長、説明願います。

○管財課長（坂谷康弘君） 管財課の坂谷です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項、最下段、公共施設等総合管理計画改訂支援委託、期間、令和6年度、限度額621万5,000円。これは、公共施設等総合管理計画を作成支援委託するものでございます。

8ページをお開き願います。事項、上から7段目、本庁舎電話交換・庁舎案内委託、期間、令和6年度、限度額1,816万4,000円。これは、本庁舎の電話交換及び1階東西の案内業務を委託するものでございます。

次に、コミュニティプラザ施設運営委託、期間、令和6年度、限度額1,100万円。これは、スピカビル6階コミュニティプラザ、地下1階多目的スペース及び会議室の貸出し業務を委託するものでございます。

次に、公共施設ごみ収集委託、期間、令和6年度、限度額811万2,000円。これは、市の49公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務を委託するものでございます。

次に、公共施設照明LED化事業賃貸借、期間、令和6年度から令和17年度まで、限度額6億2,000万円。これは、各種公共施設内の屋内照明のLED化について、10年間賃貸借するものでございます。

次に、市バス賃貸借、期間、令和6年度から令和11年度まで、限度額3,163万6,000円。これは、老朽化により更新の必要性がある市バス2台を5年間賃貸借するものでございます。

以上6件につきまして、令和6年度当初より業務を実施する必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 議案質疑のときも少し問題になっていたLED化なのです。債務負担行為で上がっていますLEDの話、これを全員協議会の資料をもう一回確認をしたのですが、確認ですけれども、お聞きしますけれども、今回これが通りますと、事業者選定が来年2月に行われます。プロポーザルでやりますということは聞いています。このプロポーザルでやったときに、確定するわけですよね、業者と金額が。これに対して議会の承認というのは、議会は関われないかどうか。承認が必要かどうか。我々がそこでまた審議する事ができるのかどうか、ちょっとそれを聞かせてください。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 答弁いたします。

筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というものがございまして、その中で1億5,000万円の工事案件ということがございます。今回は賃貸借というものでございますので、工事案件とはならないので、議会のほうには、この債務負担行為で上程するものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） そこなのです、非常に我々が疑問に思ってしまうのは。賃貸か工事請負かというよりも、大きな工事をこの期間にやるわけです。工事というのは、この予定を見ると、令和6年度中にやってしまうのです。それに対して……総額で6億円でしょう。その金額に対する我々の審議とか、何も関われないというのは、何か手落ちがあるような気がして仕方がないのです。請負工事ということにかかわ

らず、こういったことが行われる中、実際に工事が行われるわけで、やはり審議は必要なのではないのかなと。これは議員として強い要望とか不満があるのですけれども、どうなのですか。

○委員長（藤澤和成君） 松岡財務部長。

○財務部長（松岡道法君） ご答弁申し上げます。

まず、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございますけれども、市のほうの条例がございますけれども、その元は地方自治法で、議会が議決すべき事項として地方自治法第96条だっただと思うのですが、そちらに定まっております。議員のご質疑のように、金額の有無は、その前の時点で、財産の取得または請負に関することというのが地方自治法の規定でございますので、そちらがまず前提になった上での次の段としての金額になるわけでございます。

今回の件も含めて、執行部のほうで議決に付すべき案件というところでは、どうしても物品、備品の購入であったり工事、または土地の購入という形になります。土地については、また別に面積要件もあるのですが、一応そういった形になります。

今回のLED、金額は確かに大きな金額になります。ただ、LEDの照明そのものは、通常でも修繕費として、消耗品として蛍光管を買っているというところの、一括して多様な、複数の施設を整備するということで金額が大きくなっているところがございますので、議決に付す機会が今回の債務負担行為という、この債務負担行為（追加）という表で議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 議案質疑でもそのような答弁だったと思うのですけれども、このタイムスケジュール、来年のスケジュールを見ますと、2月に事業者選定が行われると。その後、当初予算を決める第1回定例会がありますよね。当初予算をそこでやるのですが、そのときは単年度で上がってくるわけです。1年分のリース分としてこれが上がってくると思うのですけれども、そこに対して議会で、同じくこの案件を質疑するということが可能でしょうか。どうなのでしょう。

○委員長（藤澤和成君） 坂谷管財課長。

○管財課長（坂谷康弘君） 可能でございます。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今松岡部長が、るる、とうとうとこの流れを説明していただきましたが、あなた方はもう数十年行政職にいて、行政職感覚の中でのそういう思いがあるのでしょうか、我々議員は、市民の中において、市民生活の中から市民の代表者としてここに臨んでいるわけです。発言の機会というものを与えられて。

そこで、まず感覚的に6億円もの予算の議決をお願いするのに、この一覧表の中に潜り込ませたという感覚でしかないのです、我々は。これと同じような、今はもうLEDばかりですから、この前段として、アイリスオーヤマが屋外のLEDをやりましたが、そのとき私は全員協議会でもたしか申しましたが、やはり我々の税を使うときは、地元の業者に、納税をしてくれる業者に取り計らってくれということを申し上げたのですが、アイリスオーヤマはどうもそうではなかったらしいです。一旦決まれば、そういう市民とか、市内の業者とかという不平とか、そういう悲しい思いというのは、もうそれで切れてしまうのです。そうしますと、同じLEDが今度は室内でしょう。もう既に日本管財という名が出ているわけです。プロ

ポーザルという、まことしやかな、正当性のある選出方法をするようですが、それはそれでいいでしょう、一つのノウハウですから。

ただ、我々が、常に市民の代弁者として物を申すのは、納税義務者に還元できるような、そういう形を、何でこんな簡単な工事が、電球を取り替えるだけに配慮なされないのか、それでまずショックを受けているわけです。それと、ごめんなさい、ちょっと長くなって。

皆さん方、おうちには全てLEDが入っていますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員(榎戸甲子夫君) (続) 入っている人もいるでしょう。私のところは随時です。

私は会社と2つ入っているのですが、一つの例を挙げますと、会社の人間とも言うのですが、今までの在来の照明器具が、一度に工事をかけて購入して、何ともない在来のものを捨ててしまっただけということは、うちの会社では反対されました。壊れた順からやりましょうと。家庭もそうです。

いつか蛍光灯がなくなるのは分かっています。でも、行政もそうだといい、それもリースという形で、10年間で6億円ものお金をここに捻出するわけです。その議決事項ですから。

今部長がおっしゃったように、全く正当な理由で出してきたから、それでいいでしょうけれども、我々の感覚としては、やはりこれは一つ、ここで補正か何かをしていただいて、この公共施設照明LED化事業貸借項目は取り下げてください。次の機会によく審議していただいて、そういう形を望むのですが、委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長(藤澤和成君) 松岡財務部長。

○財務部長(松岡道法君) ご意見ありがとうございます。委員のご質疑の、やはり金額面が大きいというところは、本会議の質疑の中でも、やはり金額面に対する議員方のご質疑というのは当然に、今榎戸委員がおっしゃったように、議員の代表として質疑いただいている中で当然に重いものだというふうに思っております。

今委員がおっしゃったようなところで、私ども事務局としては、若干この細かい説明、また時間置いた説明というのが、もうちょっとじっくりとご説明をできればよかったです。本会議場でも、「1度の全員協議会で」という声もございましたので、その辺は非常に反省しているところでございます。

○委員長(藤澤和成君) 榎戸委員。

○委員(榎戸甲子夫君) 反省はしてくれていればいいのですが、ではその反省した形を、今回のこの案件だけは取下げをして、まだ来年4月の新年度に、慌てる必要はないでしょう。慌てる必要はないでしょう。我々の議会の納得した議決をいただいたほうがいいのではないですか。焦ることないと思いますけれども、どうですか。

○委員長(藤澤和成君) 松岡財務部長。

○財務部長(松岡道法君) この件については、そういったご意見もあるということは当然に重く受け止めておりますので、この委員会のご意見を総括として受けた上で、市長のほうと相談させていただきたいというふうに思います。

○委員長(藤澤和成君) 榎戸委員。

○委員(榎戸甲子夫君) 行政のトップは市長ですから、市長に相談してくれるというふうに明言されましたね。できればそのようにして市長との、どういう結論になるか分かりませんが、この項目に関しては

我々は承服しかねますし、今ここに出向いている議員はたった8人ですが、24名の議員がほとんど同じことを申しております。

かといって、この議案第86号を我々は反対するわけにいかないです。でも、この1つだけは取下げをしていただいて、修正をしていただいて、次の議論の場にお持ちいただいて、我々のきちんとした理解を得た上での手続に入っていただきたいと、こういうふうに願いますので。最後はお願いでございます。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員、修正については、全ての部の質疑が終了してからお願いしたいと思いますので。

○委員（榎戸甲子夫君） はい。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。再開は、11時25分から再開しますので、よろしく申し上げます。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

○委員長（藤澤和成君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、市民税課から説明を願います。

櫻井市民税課長。

○市民税課長（櫻井祐一君） 市民税課、櫻井と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。補正予算書の10ページをお開き願います。事項欄、上から3行目から5行目になります。住民情報システムアウトソーシング（個人住民税）、限度額が1,571万円、その下になります住民情報システムアウトソーシング（法人市民税）、限度額1万8,000円。その下です。住民情報システムアウトソーシング（軽自動車税）、限度額233万2,000円の3件につきましては、事前に契約等の事務処理が必要であることから、令和6年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

この経費につきましては、課税資料データを住民情報システムに取り込み、賦課の決定、納税通知書の作成、封入、封緘などの委託料でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、資産税課から説明を願います。

小島資産税課長。

○資産税課長（小島裕之君） 資産税課、小島でございます。着座にて失礼させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算についてご説明申し上げます。第4表、債務負担行為補正（追加）。

10ページをお開き願います。事項欄、上から6段目、固定資産地図情報システム異動処理委託、期間、令和6年度、限度額638万円でございます。こちらにつきましては、日々更新される土地の合筆、分筆、家屋であれば新築、滅失情報、また土地家屋の売買、相続などによる所有権移転情報など、法務局からの通知によるもの、これに加え、市で調査した未登記家屋の登録、滅失情報を基に、地図情報システムの線形を最新の状態に更新する作業を委託し、課税情報と地図情報の整合性を図るものでございます。

次に、その下、事項欄、住民情報システムアウトソーシング（固定資産税）、期間、令和6年度、限度額1,311万8,000円でございます。こちらは、土地、家屋、償却資産の税額計算、それに伴います納税通知書、課税明細書の印刷、作成、これらの封入、封緘作業を委託するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、収税課から説明を願います。

古宇田収税課長。

○収税課長（古宇田修一君） 収税課の古宇田と申します。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、収税課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。補正予算書の10ページをお開きください。下から4番目から順にご説明いたします。収税課のほうは6件でございます。

初めに、市税コンビニエンスストア・スマートフォン収納委託でございます。期間は令和6年度、限度額が606万1,000円の範囲でございます。この事業は、市税を毎日24時間、コンビニエンスストアまたはスマートフォンにて納付可能にすることで、納税者の利便性の向上及び市税収納の確保を図ることを目的としております。

次に、市税公金収納情報データ化委託でございます。期間は令和6年度、限度額が478万5,000円でございます。この事業は、各金融機関や市役所等で納付されました市税の情報をデータ化し、迅速かつ正確に把握することで、市民サービスの向上を図ることを目的としております。

次に、証明書コンビニ交付委託（税証明）でございます。期間が令和6年度、限度額が11万5,000円の範囲でございます。税証明をコンビニで交付可能とすることで、市民の利便性及び市民サービスの向上を図ることを目的としております。

次に、公共料金口座振替伝送化委託でございます。期間は令和6年度、限度額が4万9,000円の範囲でございます。この事業は、口座振替による収納業務において、収納情報をデータ化し、市と各金融機関との間で電送処理により、安全かつ効率的に業務を遂行することを目的としております。

次に、11ページをお願いします。公金収納事務手数料（税収納）でございます。期間は令和6年度、限度額が342万9,000円の範囲でございます。これは、各金融機関での公金収納に係る事務取扱い手数料でござ

ざいます。

最後に、住民情報システムアウトソーシング（税収納）でございます。期間は令和6年度、限度額が775万7,000円の範囲でございます。この事業は、各市税の調定、消し込み、管理等について、住民情報システム（税収納）を活用し、電算処理業務を円滑に進めることで市民サービスの向上を図ることを目的としております。

以上が収税課所管の説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

初めに、市民課から説明願います。

今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） 市民課の今井です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、市民課所管の補正予算についてご説明いたします。初めに、11ページを御覧願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。市民課所管の債務負担行為は4件ございまして、上から3行目からとなります。順にご説明させていただきます。

まず初めに、住民情報システムアウトソーシング（住民記録）、期間は令和6年度、限度額は285万8,000円でございます。これは、住民情報システムアウトソーシング業務のうち住民記録システムの基本サービス利用料及び年に6回作成する閲覧用住民情報リストの帳票印刷代について、株式会社TKCに委託するものでございます。

続きまして、証明書コンビニ交付委託（住民票等）、期間は令和6年度、限度額は300万7,000円でございます。これは、コンビニ交付サービスを利用して証明書が発行された場合、証明書が発行されたコンビニエンスストア等事業者に対して市が支払う委託料でございます。

続きまして、かんたん窓口申請システム使用料、期間は令和6年度、限度額は39万6,000円でございます。これは、市民課窓口に設置されております、かんたん窓口申請システムの使用料でございます。本システムは、申請書を記載することなく、マイナンバーカードを利用して住民票等証明書の交付を受けることができるものでございます。また、本システムを体験していただくことで、コンビニ交付の利用につながる目的もでございます。

続きまして、証明書コンビニ交付システム利用料（住民票等）、期間は令和6年度、限度額は272万8,000円でございます。これは、コンビニ交付システムのサービスを提供する地方公共団体情報システム機構に対

し、市がシステムを利用するために支払う経費でございます。

以上の4件の債務負担行為につきましては、令和6年度当初より実施をする必要がある業務であることから、今年度中に契約を行うため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、24ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から2つ目の表の上段を御覧願います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節30戸籍住民基本台帳費補助金、説明欄2、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金195万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下の表を御覧願います。款2総務費、項3目1戸籍住民基本台帳費、説明欄、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業195万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、初めに3の職員手当等164万1,000円につきましては、平日の開庁時に来庁が困難な市民の方に向け、休日や平日の閉庁時間帯にも窓口を開設し、マイナンバーカードの交付等に努めてまいりましたことから、職員の時間外手当に不足が見込まれるものでございます。

次に、旅費10万3,000円につきましては、本事業費で雇用しております会計年度任用職員の配置換えにより、費用弁償、通勤費が増額となり、不足が見込まれるものでございます。

次に、11役務費21万3,000円につきましては、マイナンバーカードの交付等本人への案内等通知に係る郵送数が、当初見込みよりも増加していることから、郵送料に不足が見込まれるものでございます。

これらの費用は、いずれも歳入でご説明をいたしました、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金により措置されるため、歳入と同額の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、環境課から説明を願います。

大塚環境課長。

○環境課長（大塚一史君） 環境課、大塚と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、第4表から環境課所管の債務負担行為補正（追加）について、7件ございますので、順にご説明申し上げます。

15ページをお開き願います。8行目から、公共用水域等水質分析委託、限度額234万9,000円については、茨城県公共用水域水質測定計画に基づき、五行川、大谷川の常時監視業務と市内8河川の水質検査を業務委託するものです。

次に、道路側溝清掃委託、限度額2,338万7,000円については、自治会からの要望に基づき、市道の側溝清掃及び汚泥の処分を業務委託するものです。

次に、一般ごみ収集運搬委託、限度額1億5,036万円については、集積所に出されたごみの収集及び環境センターへの運搬を業務委託するものです。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託、限度額184万8,000円については、集積所に出せない粗大ごみの戸別

収集及び環境センターへの運搬を業務委託するものです。

16ページをお開き願います。1行目から、高齢者等世帯ごみ収集運搬委託、限度額703万1,000円については、高齢者等ごみ出し支援事業で戸別に出された家庭系ごみの収集及び環境センターへの運搬を業務委託するものです。

次に、資源ごみ収集運搬委託、限度額8,494万4,000円については、リサイクルステーションに出された資源ごみの収集及び買取り業者への運搬を業務委託するものです。

次に、違反ごみ収集運搬委託、限度額528万2,000円については、ごみ集積所に出された違反ごみや道路、公園などの公共区域に不法投棄された散乱ごみの回収及び環境センターへの運搬を業務委託するものです。

いずれの業務も令和6年度から業務委託を開始する必要があることから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

次に、消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 消防防災課、國府田です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） 説明の際はマスクを外してください。

○消防防災課長（國府田 武君） 議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち消防防災課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

32ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節21補償補てん及び賠償金、説明欄、消防施設整備事業（消火栓・防火貯水槽等）に99万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、三郷地内に防火貯水槽を新設すること、そして羽黒神社南側の消防団第4分団消防車庫及び詰所を新たな場所に新築することにつきまして、公有財産取得に係る補償費として休業補償を予算措置しておりましたところ、三郷地内の防火貯水槽につきましては、購入予定地に立ち木が多数あるため、伐採の補償と伐採に係る休業補償を追加すること、そして第4分団車庫及び詰所につきましては、購入予定地の地権者が2名であることから、その人数に合わせて休業補償を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第96号「筑西市手数料条例の一部改正について」を審査願います。

市民課から説明を願います。

今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） 市民課、今井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

きます。

議案第96号「筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。この改正は、戸籍法の一部を改正する法律の一部が令和6年3月1日から施行されることに伴いまして、令和5年12月6日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の一部を改正する政令の規定に則し、筑西市手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、別表の戸籍の項をお手元の議案書に記載のあるとおりに改めるものでございます。その改正内容の主なものといたしまして、本市に本籍を置かない方が戸籍謄本等の交付を受ける場合、こちらの改正につきましては、別表の1ページの1段目と4段目に記載のある最後の括弧の部分、こちらを追加しております。

次に、行政機関で手続を行う際に、手続先の行政機関が総務省令で定める電子情報処理組織を利用するために必要となる識別符合の発行を受ける場合、こちらにつきましては、別表の上から3段目、それと2ページ目の上から2段目、こちらが新たに追加になっております。また、婚姻届等の受理証明または届け書等情報の内容の証明を受け、もしくは閲覧を行う場合、こちらにつきましては、2ページの3段目と4段目のこちらの文章の「又は」以下の文を追加することで、これまで受理地でしか対応できなかった証明等につきまして、受理地以外に、届け書により戸籍に記載をする関係する市町村でも対応ができるものとしたものでございます。こちらの3点が大きく変わった変更点でございます。そちらの手数料を加える改正となっております。

附則といたしまして、改正後の施行日を令和6年3月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより議案第96号の採決をいたします。

議案第96号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了します。

ここで執行部の入替えをお願いします。

〔市民環境部退室。会計課入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、会計課所管の審査に入ります。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、会計課所管の補正予算について審査を願います。

会計課から説明を願います。

稲川会計課長。

○会計課長（稲川栄士君） 会計課、稲川です。よろしく申し上げます。着座にてご説明いたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、会計課所管の補正予算についてご説明いたします。8ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正（追加）でございます。事項欄、上から3行目から6行目までの4項目になります。

初めに、上から3行目、公金伝送・照会委託でございます。期間は令和6年度、限度額6万6,000円でございます。これは、公金の口座振込、口座振替等の処理及び預金残高の照会等を行うため、指定金融機関である株式会社常陽銀行に委託するものでございます。

続きまして、上から4行目、指定金融機関派出委託でございます。期間は令和6年度、限度額110万円でございます。これは、公金収納及び公金支払い処理等の派出業務を指定金融機関に委託するものでございます。

続きまして、上から5行目、納付書公金収納事務手数料でございます。期間は令和6年度、限度額33万円でございます。これは、納付書による公金収納事務の統括を行っている指定金融機関に支払う事務取扱い手数料でございます。

続きまして、上から6行目、公共料金支払情報データ化委託でございます。期間は令和6年度、限度額25万1,000円でございます。これは、市の電気料金等の公共料金を支払うに当たり、口座振替払いに係る情報処理を指定金融機関に委託するものでございます。

以上、これらの業務は令和6年4月1日から業務を行わなければならないことから、今年度中に契約等の事務手続が必要であるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で会計課の審査を終了します。

会計課の皆さんは退室を願います。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） 以上で議案第86号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 先ほど申しました件ですが、公共施設照明LED化事業貸借、このリース契約、これをもう一度修正、簡単に言えば出し直すと、それでどうかと思うのですが。

○委員長（藤澤和成君） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 0時 1分

○委員長（藤澤和成君） それでは、引き続き委員会を再開いたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち所管の補正予算について、榎戸委員

から修正案が提出されました。

修正案をただいま配付いたします。

〔修正案配付〕

○委員長（藤澤和成君） それでは、配付が終了しましたので、修正案につきまして提出者の説明を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」の修正案の提出について、上記の修正案を別紙のとおり、筑西市議会会議規則第101条の規定により提出をいたします。

第4表、債務負担行為補正（追加）の表中、公共施設照明LED化事業賃貸借、令和6年度から令和17年度まで、6億2,000万円を削除に改める、こういう提案をしたいというふうに思います。

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 私が、どうしても部長の説明を聞いても分からないことがあるのです。この請負工事であれば、債務負担行為なんかやらないで、予算を出して、そして審議をして、そこで可決をするという手順が踏めるのに、リース契約になるとなぜ債務負担行為にしなければいけないのか、根本的なところが私も分かっていません。ですから、今回これを外したとして、来年また同じような形になって債務負担行為で出てくるのでは、結果は同じだと思うのです。私はその説明をよく聞きたいのです。債務負担行為をしないで、このリース契約が、審議を経て、リース契約が成立することができないのかどうか。

○委員長（藤澤和成君） 答弁は……

提案者、榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 小島委員がおっしゃったことも一つの理由でもあると思っています。これだけの経費をかけることで、これが単純に、言い方が悪いけれども、債務負担行為に紛れ込ませているわけです。一括議決を狙っていると言っては申し訳ないのですが、これほどのことであれば、もう少し我々が納得する形を。

ということは、前回の屋外のLED、アイリスオーヤマで、あれだけ意見が何人からも出ましたので、第2弾のわけです。LEDの第2弾。今度は室内ですから。それにしても、あまりにも出し方が拙速だと私は思うのです。ですから、これを削除して、一度持ち帰っていただいて、もっと説得力のある、データを先につくるとか。

これは一括ですから。ですから、こんな巨額な金になってしまうわけです。どこかの1つの施設を使って、実際やってみたら、これだけのLEDと在来照明の差額が出て、それを計算して、それらデータを出せば、何年間でどれだけの削減ができる。だから、今投資をしても10年後が、もしかすると7年とか5年後にメリットが出るよというようなことを期待したいわけです。ところが、今ではデータすらないわけですから。

だから、日本管財にもう既に決まった、我々の頭に、脳裏に日本管財が入っているわけです。ということは、第1弾の公園のときに、当時の担当者は、無料でアイリスオーヤマに調査させたわけですから。こう言われたのです、アイリスオーヤマが無償で調査をしてくれたからと。そんなこと、独断でやったわけでしょう。だから、それを外して、次の全員協議会のときにはアイリスオーヤマという名前消してきた、

あえて。それから、今度はプロポーザルにしたらやっぱり、それみたことかとはふさわしくない言葉か分かりませんが、アイリスオーヤマが取ったと。

それと同じようなことが今回起きやしないかということ私は懸念しているわけであって、事実アイリスオーヤマに、そのときの担当部に言ったのは、先ほど申し上げましたが、やはり地元でこれだけの中小零細の電気屋がいるのだから、電球取替えなどというのは、そんなに難しい工事ではないわけだという話をしましたが、結果的に、今皆さんに、各委員に、近く電気工事屋に聞いてみて。全く触れないくらいだと。やった業者がいるようですが、それくらいのことが今回も起きるのではないかというふうに非常に懸念しております。

何でそういうことを私が発言するか。私らは、市民のそういった意見を聞いているわけです。一般市民も、一般の工事屋も、そういう意見が我々に集まってくるわけですから、それはそういう意見を聞いて我々は発言しなければならない、行動を取らなければならないということで、こういう、削除を求めたいというふうに思います。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） そうしますと、確かに第1回目のLED化の実績というか、効果がまだ分かっていない。私もそれは不満に思っていたのです。まだそれが出てからでもいいのではないかというの思いました。

あとは、アイリスオーヤマに頼んでいることで、あまりいい結果は生まれていないと。それに対する不満は、債務負担行為を外したことで回避されるかどうかなののですが、担保を取らないと。だから、それを何かで言わないとまずいのかなとも思うのです。プロポーザルで、またアイリスオーヤマが取る可能性だってあるわけでしょう。来年またこの債務負担行為が出てくるわけで、そのときに、効果は見えるとしても、効果は1年の実績が出るとしても、また同じようなプロポーザルをやって、アイリスオーヤマということになったときに、我々はどうしますかねという感じなのですけれども、この辺は強く要望しなくてよろしいのかしら。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今考えていることは、多かれ少なかれ、多少の温度差はあるにしても、各議員はそういうふうに私は受け止めております。ですから、今やはり行政側にももっと慎重な……これは録音取っていますか。

○委員長（藤澤和成君） 取っています。

○委員（榎戸甲子夫君） では、あまり乱暴な口は利けないね。あまり議会を軽視していただきたくないです。もう少し慎重に事を進めていただきたい。

○委員長（藤澤和成君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 一議員の立場で言わせていただければ、やはりこれだけの皆さんおっしゃっていること、もう少し時間を取ってご説明いただきながら進めるのがいいのかなと思いますので、この修正する案については賛成でございます。

○委員長（藤澤和成君） そのほかよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 以上で質疑を終了します。

以上で議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち所管の補正予算について、説明及び修正案の提出委員からの説明、質疑を終結いたしました。

議案第86号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第86号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について、榎戸委員から修正案が出されておりますので、まず修正案について採決を願います。

修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案どおり可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案どおり可決されました。

これにて総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

執行部の皆様は退室を願います。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） 以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時10分